

県産酒ブランド力強化補助金交付要綱

令和 7 年 5 月 20 日
商工観光労働部
観光経済交流局
国際・経済交流課

(趣旨)

第 1 条 県は、宮崎県産酒の高付加価値化によるブランド力強化を図るため、予算で定めるところにより、自立的に商品の高付加価値化に取り組む県内事業者等に対し、補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「宮崎県産酒」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 県内の素材を利用し、県内で製造・加工し、販売しているもの。
- (2) 県外の素材を利用し、県内で製造・加工し、販売しているもの。

(補助事業者)

第 3 条 補助金の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 宮崎県産酒の製造又は販売を主たる業務として行う者であること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 第 1 条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第 4 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費は、別表のとおりとし、それについての補助率は、2 分の 1 以内、補助限度額は、1 事業者あたり 50 万円以内とする。

(申請書に添付すべき書類)

第 5 条 規則第 3 条第 1 号の事業計画書の様式は別記様式第 1 号、同条第 2 号の収支予算書の様式は別記様式第 2 号によるものとする。

2 規則第 3 条第 4 号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとす

る。

- (1) 第3条第2号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明。）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (2) 第3条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
- (3) 第3条第4号に係る誓約書（別記様式第4号）
- (4) 定款・登記事項証明書
- (5) 直近3か年分の決算書
- (6) その他知事が必要と認める書類

（補助条件）

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 知事が規則第11条及び第12条の規定により報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- (2) 補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- (3) 県が行う宮崎県貿易企業実態調査に協力すること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 実施時期の変更等の事業の趣旨を変えない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の合計額の20パーセント以内の増減

（計画変更の承認）

第9条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して報告しなければならない。

- (1) 規則第10条第2項第1号に該当する場合 補助事業変更交付申請書（別記様式第5号）
- (2) 規則第10条第2項第2号に該当する場合 補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第6号）
- (3) 規則第10条第2項第3号に該当する場合 補助事業遅延等報告書（別記様式第7号）

（補助金の交付方法）

第10条 この補助金は、精算払により交付する。

2 補助事業者は、この補助金の支払を請求しようとするときは、請求書（別記様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 11 条 規則第 14 条第 1 項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- （1） 事業実績書（別記様式第 1 号）
- （2） 収支決算書（別記様式第 2 号）
- （3） 事業の内容を明らかにする資料、写真等

（書類の提出部数等）

第 12 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ 1 部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 20 日から施行する。

別表

事業区分	補助対象経費
（1） コンクール等への出展	旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び借料並びにその他知事が必要と認める経費。ただし、消費税及び地方消費税を除く。
（2） 商談・市場調査・プロモーション活動の実施	
（3） 商品開発のための専門家の招へい	
（4） 高付加価値化を目的とした商品開発 （機械等の取得に関するものを除く。）	
（5） その他事業で知事が必要と認めるもの	